

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金係
☎76-2151 内線 222、223

〈該当者の方へ〉国民年金保険料免除・納付猶予申請書は届いていますか？

◎令和元年7月分保険料が未納の方で、平成30年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に、国民年金保険料・納付猶予申請書」を10月中旬にお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで令和元年度分（令和元年7月から令和2年6月分）の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和元年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。

出産前後の国民年金保険料の免除制度をご存知ですか？

◎平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料の免除制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は出産予定日の6か月前からできますので、お早めに届出をお願いします。届出先：役場戸籍年金係

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料の社会保険料控除の対象期間は、その年の1月1日から12月31日まで納付した保険料が対象となります。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に納付された方	令和元年11月上旬
令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に今年初めて納付された方	令和2年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

お問い合わせ先の名称 『ねんきん加入者ダイヤル』

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でお掛けになる場合は☎03-6630-2525

◎受付時間◎ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後4時

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からお掛けになる場合は全国どこでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からお掛けになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6630-2525」の電話番号にお掛けになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、ご注意ください。

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について (色はうすい緑色です)

後期高齢者医療制度では、これから入院を予定している方、通院でも医療費が高額になりそうな方に減額認定証を発行しています。

対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口でお手続きください(手続きに必要なもの:被保険者証、印鑑、マイナンバーカード)。自分が該当になるかわからない方は、事前にお電話ください。

該当になる方は『現役Ⅰ』『現役Ⅱ』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の方です。

【月ごとの負担の上限額】

区 分			自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※	
	課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※	
	課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※	
一 般			18,000円	57,600円 (44,400円)※
住民税非課税世帯			区分Ⅱ	24,600円
			区分Ⅰ	15,000円

※ 多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合)

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線237)

11月9日は『119番の日』です

《119番通報のポイント》

「あわてず・落ち着いて・正確に」次の内容を通報して下さい。

- | | | |
|-------|---|---|
| 通信指令室 | — | 119番通報を受理 消防署です。火事ですか？ 救急ですか？ |
| 通報者 | — | 「火事(救急)です」。 |
| 通信指令室 | — | 美幌町ですか？ 津別町ですか？ |
| 通報者 | — | 「津別町です」。 |
| 通信指令室 | — | 名前と住所を教えてください。 |
| 通報者 | — | 「消防太郎という家です」。「住所は、〇〇町〇番地です」。
※隣の住宅名や近くの目標物をお聞きすることがあります。 |
| 通信指令室 | — | 何が燃えていますか？ 誰がどうしましたか？ |
| 通報者 | — | 「家が燃えています」「交通事故でけが人がいます」など。 |
| 通信指令室 | — | 逃げ遅れた人はいませんか？ けが人は何名で、けがはどの程度ですか？
分かりました。消防車(救急車)がすぐに出動します。
※最後に通報者の氏名・電話番号をお聞きします。 |



◎119番通報を受理し、火事か救急か・発生場所・大まかな内容がわかればすぐに消防車(救急車)が出動します。出動後に必要な情報をお聞きしますので、「いいから早く来い!」と言ったり途中で電話を切ったりせず、通信指令員の質問に最後まで落ち着いてお答えください。ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

連載 第1回 (全5回)

一緒に地域公共交通を考えよう

為国孝敏(津別町公共交通アドバイザー)

津別町出身の地域公共交通マイスター(関東運輸局)が公共交通についてのコラムをお届けします。

津別町の市街地では、約千人が自家用車で自由に移動できない人と想定されます。地域で必要とされる公共交通を確保し維持していくことは、これからの地域社会の活力を支えることにつながります。

ちなみに、自家用車を持つという事は、車両の購入、保険、税金、ガソリン代等がかかります。科学警察研究所の調査では、少なくとも1日あたり1500円の経費がかかるそうです。

これからは、賢いクルマの使い方を考えてみませんか。ただし、公共交通は個人交通ではないことを理解したいですね。

津別町のような公共交通が十分整備されていない町では、自家用車の存在は欠かせません。特に地方部では、自家用車で移動しやすいように道路が整備され、商業施設等お客さんを集める施設では、駐車場が確保できる郊外にどんと進出してきましました。

一方、公共交通は、もともと多くの人を決まった時間に同じ方向に運ぶ役割でしたので、個人が自由に移動することには向いていません。

さて、自分で運転できない人は、移動したいときにはどうすれば良い